

令和6年12月17日

お客様各位

飯塚信用金庫

破産管財人口座等の開設手数料新設のお知らせ

平素より飯塚信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は破産管財人口座等の開設手数料を新設しますので、お知らせいたします。

ご利用いただくお客様には、ご負担をいただくこととなりますが、当金庫はより一層地域に貢献できる商品・サービスの提供に努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設日

令和7年1月6日（月）

※ 令和7年1月6日の受付分から手数料を適用いたします。

2. 対象口座

- ・ 破産管財人口座
- ・ 相続財産清算人口座（相続財産管理人口座）
- ・ 不在者財産管理人口座

※ 上記以外にも、法に基づく専門的な資格を有する者が代理人として開設する口座も含みます。

※ 既存の口座を名義変更する場合も含みます。

3. 手数料金額

口座開設1件あたり 11,000円（消費税込）

詳しくはお取引店またはお近くの営業店にお問い合わせください。

以上